

国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則

平成18年度九大就規第14号
制定：平成19年 3月28日
最終改正：令和 5年 9月29日
(令和5年度九大就規第16号)

(趣旨)

第1条 この規則は、特定有期教員の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項について、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「特定有期教員」とは、就業通則第2条第1項第1号に定める教員のうち、本学が特に認める業務に従事するために、期間を定めて雇用される者をいう。

(職種及び職務)

第3条 特定有期教員の職種は、全学管理教員、特定プロジェクト教員、寄附講座教員及び寄附研究部門教員（当該寄附講座及び寄附研究部門に係る寄附金により期間を定めて雇用される者をいう。以下同じ。）、共同研究部門教員（当該研究部門に係る研究経費により期間を定めて雇用される者をいう。以下同じ。）、卓越研究員制教員並びに稲盛フロンティアプログラム教員とする。

2 特定有期教員の職務は、職種に応じてそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 全学管理教員 全学的な対応が必要なものとして本学が認める業務
- (2) 特定プロジェクト教員 特定の目的のための教育研究業務
- (3) 寄附講座教員 寄附講座の教育研究業務
- (4) 寄附研究部門教員 寄附研究部門の教育研究業務
- (5) 共同研究部門教員 共同研究部門の研究業務
- (6) 卓越研究員制教員 卓越研究員制教員育成計画に基づく教育研究業務
- (7) 稲盛フロンティアプログラム教員 稲盛フロンティアプログラムに基づく教育研究業務

(雇用期間)

第4条 全学管理教員及び特定プロジェクト教員の雇用期間に関しては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雇用期間は、5年を限度とする。
 - (2) 全学管理教員又は特定プロジェクト教員を5年に満たない期間で雇用した場合は、雇用した日から5年を超えない範囲内で更新することがある。ただし、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項に該当する者にあつては、前号の規定にかかわらず、雇用した日から10年を超えない範囲内で更新することがある。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、全学管理教員又は特定プロジェクト教員が従事する全学的な対応が必要なものとして本学が認める業務又は特定の目的のための教育研究業務の期間を超えることはできない。
 - (4) 前3号の規定にかかわらず、全学管理教員の雇用期間について、別に定めがある場合には、その定めるところによる。
- 2 寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究部門教員の雇用期間に関しては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雇用期間は、5年を限度とする。
 - (2) 寄附講座教員、寄附研究部門教員又は共同研究部門教員を5年に満たない期間で雇用した場合は、雇用した日から5年を超えない範囲内で更新することがある。ただし、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2第1項に該当する者にあつては、前号の規定にかかわらず、雇用した日から10年を超えない範囲内で更新することがある。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究部門教員が担当する寄附講座、寄附研究部門又は共同研究部門の存続期間を超えることはできない。
- 3 卓越研究員制教員及び稲盛フロンティアプログラム教員の雇用期間に関しては、次に掲げるとおりとする。
- (1) 雇用期間は、5年とする(労働基準法(昭和22年法律第49号)第14条に規定する要件を満たす者に限る。)
 - (2) 前号以外の者の雇用期間は、3年とする。
 - (3) 前号の雇用期間満了後、1回に限り雇用期間を2年更新することがある。
- 4 前3項の規定にかかわらず、特定有期教員の雇用期間の限度となる日は、国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程(平成16年度九大就規第12号)第2条に定める定年による退職の日を越えることはできないものとする。
(年度一時金)
- 第5条 全学管理教員には、各事業年度の3月において、国立大学法人九州大学職員給与規程(平成16年度九大就規第14号)に定める基本給月額を支給日(以下単に「支給日」という。)に、年度一時金を支給する。ただし、事業年度中途に退職し、又は解雇された場合には、当該退職日若しくは解雇された日の属する月又は当該月の翌月の支給日に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、全学管理教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、年度一時金は支給しない。
- (1) 当該事業年度の勤続期間が6月未満の場合(業務上の傷病又は死亡により退職する場合及び通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。)途上における傷病又は死亡により退職する場合を除く。)
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合で、雇用契約を継続することが困難になったことにより解雇された場合
 - (3) 就業通則第44条第2項第1号に規定する懲戒解雇をされた場合
- 3 前項第1号の勤続期間の計算については、国立大学法人九州大学職員退職手当規程(平成16年度九大就規第27号)第9条第1項、第2項及び第5項(第1号を除く。)の規定による勤続期間の計算を準用することとし、この場合において、「職員」とあるのは「特定有期教員(ただし、全学管理教員に限る。)」と読み替えるものとする。
- 4 年度一時金の額は、当該事業年度の末日又は退職若しくは解雇の日にその者が受けている基本給月額及び基本給調整額の合計額とする。
- 5 年度一時金の支払いは、原則として、職員の指定する職員本人の預貯金口座への振込みによる。
(有期教員就業規則の準用)
- 第6条 特定有期教員の休職、退職、解雇、解雇制限、解雇予告及び懲戒については、国立大学法人九州大学有期教員就業規則(平成16年度九大就規第3号)第4条から第12条までの規定を準用する。この場合において「有期教員」とあるのは「特定有期教員」

と、同規則第6条第6項において「給与規程第30条第2項第2号ロに掲げる有期教員」とあるのは「職員（就業通則第2条第2項に掲げる職員を除く。）」と読み替えるものとする。

（特定プロジェクト教員等の給与）

第7条 特定プロジェクト教員、寄附講座教員及び寄附研究部門教員、共同研究部門教員卓越研究員制教員並びに稲盛フロンティアプログラム教員の給与については、国立大学法人九州大学特定プロジェクト教員等給与規程（平成27年度九大就規第7号）で定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大就規第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第8号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（年度一時金に係る規定の特定プロジェクト教員への準用）

第2条 平成21年3月31日から引き続き在職し、国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号）第9条第1項第3号に規定する教育職基本給表の適用を受ける特定プロジェクト教員については、この規則による改正後の国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則（平成18年度九大就規第14号）第5条の規定を準用し、年度一時金を支給する。この場合において、「全学管理教員」とあるのは「特定有期教員」と、「特定有期教員（ただし、全学管理教員に限る。）」とあるのは「特定有期教員」と読み替えるものとする。

附 則（平成22年度九大就規第6号）

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人特定有期教員就業規則は、平成22年10月1日以降に本学に雇用される者から適用する。

附 則（平成22年度九大就規第25号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大就規第14号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大就規第15号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日以前から引き続き雇用されている全学管理教員及び特定プロジェクト教員の雇用期間については、改正後の国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成25年3月31日以前から引き続き雇用されている寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究部門教員の雇用期間については、改正後の国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、雇用期間の限度となる日は、平成30年3月31日を越えることはできないものとする。

附 則（平成25年度九大就規第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大就規第4号）

1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

2 平成27年11月30日から引き続き在職し、現にこの規則による改正前の国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則（平成18年度九大就規第14号）の適用を受けている特定プロジェクト教員、寄附講座教員及び寄附研究部門教員並びにテニュアトラック制教員（以下「特定プロジェクト教員等」という。）については、特定プロジェクト教員等として引き続き在職する間、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大就規第6号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第22号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年度九大就規第17号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大就規第16号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。